

議案第45号

日野町特別医療費助成条例の一部改正について

日野町特別医療費助成条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成26年9月8日提出

日野町長 景山 享弘

日野町特別医療費助成条例の一部を改正する条例

日野町特別医療費助成条例(昭和48年条例第25号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において「医療費受給者」とは、別表に掲げる者(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>(平成6年法律第30号)による支援給付(以下「支援給付」という。))を受けている者を除く。以下同じ。)であって、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1)～(3) 略 2 この条例において「社会保険各法」とは、次の各号に掲げる法律及びこれらに基づく命令をいう。 (1) 略 (2) 国民健康保険法 (3)～(6) 略 (7) 高齢者の医療の確保に関する法律 3 略 (助成) 第3条 町は、医療費受給者の療養又は医療に要する費用のうち、社会保険各法その他の法令(介護保険法<u>(平成9年法律第123号)</u>及び	(定義) 第2条 この条例において「医療費受給者」とは、別表に掲げる者(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u>(平成6年法律第30号)による支援給付(以下「支援給付」という。))を受けている者を除く。以下同じ。)であって、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1)～(3) 略 2 この条例において「社会保険各法」とは、次の各号に掲げる法律及びこれらに基づく命令をいう。 (1) 略 (2) 国民健康保険法(<u>昭和33年法律第192号</u>) (3)～(6) 略 (7) 高齢者の医療の確保に関する法律(<u>昭和57年法律第80号</u>) 3 略 (助成) 第3条 町は、医療費受給者の療養又は医療に要する費用のうち、社会保険各法その他の法令(介護保険法及びこれに基づく命令を除

これに基づく命令を除く。以下この項において「社会保険各法等」という。)の規定により被保険者等が負担することとなる費用(社会保険各法に規定する附加給付金として支給される附加給付金があるときは、当該給付金の額に相当する額を控除するものとし、入院時の生活療養に係る費用及び入院時の食事療養に係る費用並びに社会保険各法等以外の要綱、要領等の規定により、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われる場合にあっては、当該給付の額に相当する額を除く。以下「医療費」という。)について助成するものとする。

2 略

別表(第2条、第3条関係)

(1) ~ (4) 略

(5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子及び同条第2項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもののうち、前年(当該医療を受ける日の属する月が1月から6月までの場合にあっては、前々年。以下同じ。)の所得(他の所得と区分して所得税が課されるものを除く。以下同じ。)について、所得税法その他の所得税に関する法令の規定により所得税が課されていないもの(前年の所得について、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第1条の規定による改正前の所得税法第2条第1項及び第84条第1項の規定を適用したならば所得税が課されないものを含む。)並びにこれらの者が扶養している児童

く。以下この項において「社会保険各法等」という。)の規定により被保険者等が負担することとなる費用(社会保険各法に規定する附加給付金として支給される附加給付金があるときは、当該給付金の額に相当する額を控除するものとし、入院時の生活療養に係る費用及び入院時の食事療養に係る費用並びに社会保険各法等以外の要綱、要領等の規定により、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われる場合にあっては、当該給付の額に相当する額を除く。以下「医療費」という。)について助成するものとする。

2 略

別表(第2条、第3条関係)

(1) ~ (4) 略

(5) 配偶者のない女子(母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子をいう。)で現に児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう以下同じ。)を扶養しているもの及び配偶者のない男子(同項及び母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条中「女子」とあるのは「男子」と、「母」とあるのは「父」と読み替えた場合における同法第6条第1項に規定する配偶者のない男子をいう。)で現に児童を扶養しているもののうち、前年(当該医療を受ける日の属する月が1月から6月までの場合にあっては、前々年。以下同じ。)の所得(他の所得と区分して所得税が課されるものを除く。以下同じ。)について、所得税法その他の所得税に関する法令の規定により所得税が

(6) 略

課されていないもの(前年の所得について、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第1条の規定による改正前の所得税法第2条第1項及び第84条第1項の規定を適用したならば所得税が課されないものを含む。)並びにこれらの者が扶養している児童

(6) 略

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。